

横浜市民共済生活協同組合火災共済事業実施規則 新旧対照表

(赤字下線部分変更)

改正案	現行
<p>(建物の構造・用途区分)</p> <p>第9条 規約第14条第1項にいう建物の構造区分は次のとおりとします。</p> <p>(1) 耐火構造</p> <p>ア 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物</p> <p>イ 建物の主要構造部のうち、柱、はり及び床がコンクリート造又は鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根及び外壁のすべてがコンクリート造、コンクリートブロック造、レンガ造又は石造の建物</p> <p><u>ウ 前ア、イに掲げるもののほか、建築基準法第2条第1項第7号に定める構造を有する建物</u></p> <p>(2) 非耐火構造</p> <p>前号に規定する耐火構造以外の建物</p> <p>2 規約第14条第1項にいう用途区分は次のとおりとします。</p> <p>(1) 専用住宅 もっぱら居住の目的で使用する建物</p> <p>(2) 併用住宅 主として居住を目的とする他、店舗、事務所、作業所等として使用する建物</p> <p>(3) 共同住宅 1棟の建物で居住を目的に4戸以上が区分毎に使用する建物</p> <p><u>3 この組合は、第1項第1号に掲げる構造を確認する必要がある場合は、当該構造を証明する書類等の提出を求めることができます。</u></p>	<p>(建物の構造・用途区分)</p> <p>第9条 規約第14条第1項にいう建物の構造区分は次のとおりとします。</p> <p>(1) 耐火構造</p> <p>ア 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物</p> <p>イ 建物の主要構造部のうち、柱、はり及び床がコンクリート造又は鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根及び外壁のすべてがコンクリート造、コンクリートブロック造、レンガ造又は石造の建物</p> <p>(2) 非耐火構造</p> <p>木造、準耐火構造等で、前号に規定する耐火構造以外の建物</p> <p>2 規約第14条第1項にいう用途区分は次のとおりとします。</p> <p>(1) 専用住宅 もっぱら居住の目的で使用する建物</p> <p>(2) 併用住宅 主として居住を目的とする他、店舗、事務所、作業所等として使用する建物</p> <p>(3) 共同住宅 1棟の建物で居住を目的に4戸以上が区分毎に使用する建物</p>

(共済金請求の提出書類)

第14条 規約第38条第1項に定める共済金の請求に必要な提出書類は次の各号のとおりとします。

共済金の種類 提出書類	火災等 共済金	失火見舞費用 共済金	修理費用 共済金	漏水見舞費用 共済金
(1) 共済金支払請求書	○	○	○	○
(2) 損害見積書	○	○	○	○
(3) 関係官署の証明書	○			
<u>(4) 損害を証明する写真</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>(5) その他の必要書類</u>	○	○	○	○

○印は提出する書類

その他必要書類

失火見舞費用共済金 } 被災者の領収書等
漏水見舞費用共済金 }

修理費用共済金 請求書・施行業者領収書・その他

2 前項の規定にかかわらず、この組合は前項の書類の一部を追加及び省略することができます。

附 則 (施行期日)

この規則は、令和5年10月1日から施行します。ただし、施行日以前に効力を発生している共済契約を締結しているものについては、なお従前の例によることとします。

(共済金請求の提出書類)

第14条 規約第38条第1項に定める共済金の請求に必要な提出書類は次の各号のとおりとします。

共済金の種類 提出書類	火災等 共済金	失火見舞費用 共済金	修理費用 共済金	漏水見舞費用 共済金
(1) 共済金支払請求書	○	○	○	○
(2) 損害見積書	○		○	
(3) 関係官署の証明書	○			
(4) その他の必要書類	○	○	○	○

○印は提出する書類

その他必要書類

自動車の飛び込み 事故状況写真

失火見舞費用共済金 } 被災者の領収書等
漏水見舞費用共済金 }

修理費用共済金 請求書・施行業者領収書・その他

2 前項の規定にかかわらず、この組合は前項の書類の一部の省略を認めるものとします。